

令和8年2月17日

五所川原市教育委員会
令和8年第2回定例会
報告及び提案事件綴

五所川原市教育委員会

目 次

1	報告第2号	議案に対する意見について（令和7年度五所川原市 一般会計補正予算第9号（教育委員会所管分））	P	1
2	報告第3号	議案に対する意見について（令和8年度五所川原市 一般会計予算（教育委員会所管分））	P	2
3	報告第4号	議案に対する意見について（財産の取得について）	P	3
4	議案第4号	五所川原市学校運営協議会規則の一部を改正する規 則の制定について	P	6
5	議案第5号	五所川原市立小学校及び中学校の施設の開放に關す る規則の一部を改正する規則の制定について	P	8
6	議案第6号	県費負担教職員人事の内申について	P	13

報告第2号

議案に対する意見について

五所川原市長から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したため、同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

記

- 1 意見を求められた議案
令和7年度五所川原市一般会計補正予算（第9号）（教育委員会所管分）
- 2 参考資料（意見を求められた議案資料）
別冊「令和7年度五所川原市一般会計補正予算（第9号）（教育委員会所管分抜粋）」のとおり。

報告第3号

議案に対する意見について

五所川原市長から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

記

- 1 意見を求められた議案
令和8年度五所川原市一般会計予算（教育委員会所管分）
- 2 参考資料（意見を求められた議案資料）
別冊「令和8年度五所川原市一般会計予算（教育委員会所管分抜粋）」のとおり。

報告第4号

議案に対する意見について

五所川原市長から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したため、同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

記

- 1 意見を求められた議案
財産の取得について
- 2 参考資料（意見を求められた議案資料）
別紙のとおり。

議案第41号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するものとする。

令和8年2月26日提出

五所川原市長 佐々木 孝 昌

記

- 1 財産の名称
スクールバス
- 2 数量
2台
- 3 契約の方法
一般競争入札
- 4 契約金額
21,080,000円
- 5 契約の相手方
五所川原市大字姥菴字船橋245の1
青森三菱ふそう自動車販売株式会社 五所川原営業所
所長 小山内 具視

(参 考)

取得財産の概要

- 1 取得財産種別
マイクロバス
- 2 規格形式
変速機オートマチック 6 速、ディーゼル車 (国産)
- 3 乗車定員
33人 (運転席を含む。)
- 4 付加仕様 (主なもの)
 - (1) 寒冷地仕様
 - (2) スタッドレスタイヤ及びスチールホイール
 - (3) フォグランプ
 - (4) ドライブレコーダー
 - (5) 置き去り防止装置

提案理由

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第96条第 1 項第 8 号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (平成17年五所川原市条例第49号) 第 3 条の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第4号

五所川原市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市学校運営協議会規則（令和5年五所川原市教育委員会規則第1号）の一部を改正する規則を下記のとおり制定する。

記

1 改正理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律による地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第4項の改正により、公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項が追加されたため。

2 改正概要

学校運営に関する基本的な方針の承認について規定している第4条1項各号列記の部分に、第2号として以下の内容を追加する。

- (2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

3 改正案

別紙のとおり。

4 施行期日

令和8年4月1日

五所川原市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

五所川原市学校運営協議会規則（令和5年五所川原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、対象学校の校長が必要と認めること。</p> <p>2 略</p>	<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>前4号</u>に掲げるもののほか、対象学校の校長が必要と認めること。</p> <p>2 略</p>
<p>※下線部分は改正部分</p>	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第5号

五所川原市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第29号）の一部を改正する規則を下記のとおり制定する。

記

1 改正理由

学校施設の利用、使用について運用方法を整理するほか、中学校部活動地域展開並びに地域住民活動への学校施設開放を推進するため。

2 改正概要

- (1) 学校開放の対象に「文化芸術活動」を追加。
- (2) 学校開放の対象施設に普通教室及び特別教室を含む校舎を追加。
- (3) 放課後児童クラブで使用する団体を利用者として明記するほか、利用団体の利用優先順位を明記。
- (4) 学校開放の利用時間に関する規定を、利用禁止項目に「飲酒を伴う利用」をそれぞれ追加。
- (5) 部活動地域展開を見据え、当分の間、優先利用団体の利用日時が重複した場合は、小学校部活動及び中学校部活動から地域展開した地域クラブ又は部活動から地域展開した際に当該部活動に参加していた児童生徒を受け入れた団体を優先する経過措置を設ける。

3 改正案

別紙のとおり。

4 施行期日

一部改正規則の公布日

五所川原市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

五所川原市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（平成 17 年五所川原市教育委員会規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>五所川原市立小学校及び中学校の施設等の開放に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 137 条、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 44 条第 1 項及びスポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、五所川原市立小学校及び中学校の学校開放に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において「<u>学校開放</u>」とは、<u>文化芸術、体育及びスポーツ活動の普及振興並びに地域住民のコミュニティ活動の充実及び振興のため、学校の施設、設備及び遊具（以下「学校施設等」という。）を学校教育に支障のない範囲で計画的かつ継続的に住民に利用させることをいう。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>五所川原市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>体育及びスポーツ活動の普及振興を図るとともに、地域住民のコミュニティ活動の充実及び振興のため、校庭、体育館、遊具、スポーツ施設、地域・学校連携施設及び衛生設備等の施設及び設備（以下「学校施設」という。）を学校教育に支障のない範囲で計画的かつ継続的に一般住民に利用させることについて必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(学校施設開放の種類)</p> <p>第 2 条 この規則で<u>学校施設開放</u>とは、<u>次のものをいう。</u></p> <p>(1) <u>学校体育施設開放</u> <u>校庭、体育館その他の学校施設を体育及びスポーツ活動の普及振興のための事業の利用に供することをいう。</u></p> <p>(2) <u>地域・学校連携施設開放</u> <u>地域・学校連携施設その他の学校施設を学校と地域の交流活動、ふれあい活動、PTA 活動、ボランティア活動、放課後児童対策事業及び地域住民のコミュニティ活動の利用に供することをいう。</u></p>

(教育委員会の役割等)

第3条 学校開放に関する事務は、教育委員会が行う。

2 校長は、学校教育に支障のない限り、学校開放について教育委員会に協力するものとする。

(開放校の決定等)

第4条 教育委員会は、学校開放の対象となる学校(以下「開放校」という。)、利用に供する学校施設等及び利用内容を決定しようとするときは、あらかじめ当該校長の意見を聴かなければならない。

2 教育委員会は、前項の決定をした場合は、開放校を住民の利用に供するため、学校開放の内容等を公表する。

(利用者)

第5条 学校開放において学校施設等を利用できる者は、次に掲げる団体とし、個人による利用はできないものとする。

(1) 市内の小学校又は中学校に在籍する児童生徒を主な構成員とする団体

(2) 開放校の保護者会(当該保護者会が共同で他学校の保護者会と利用する場合を含む。以下同じ。)、開放校の学区に存する子ども会その他の児童生徒及びその保護者を構成員とする団体(当該団体が共同で他の同様の団体と利用する場合を含む。以下同じ。)

(3) 市民を主な構成員とする団体であって、文化芸術、体育及びスポーツ活動を行うもの

(教育委員会の役割)

第3条 学校施設開放に関する事務は、教育委員会が行う。

2 校長は、学校教育に支障のない限り、学校施設開放について教育委員会に協力するものとする。

(開放校の決定)

第4条 教育委員会は、学校施設開放の対象となる学校を決定しようとするときは、あらかじめ当該校長の意見を聴かなければならない。

(利用者)

第5条 学校体育施設開放において、学校施設を利用できるものは、子供(義務教育就学前の幼児の場合にあつては、保護者等の付添いがあるものに限る。)及び子ども会その他の少年団体並びに保護者等及び少年団体の指導育成に当たる者と五所川原市民を主な構成員とする団体(共同で事業を行う他市町村に事務所を有する団体を含む。)で、教育委員会が適当と認めたものとする。

(4) 開放校の学区に存する町内会、住民協議会その他の地域コミュニティ団体

(5) 放課後児童対策に係る事業を実施する団体（市から当該事業を受託している団体を含む。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、学校施設等を公共目的に利用する団体として教育委員会が特に認めたもの

2 団体の利用日時が重複した場合の順位は、次に掲げる順とする。

(1) 市内の小学校又は中学校に在籍する児童生徒を主な構成員とする団体

(2) 開放校の保護者会、開放校の学区に存する子ども会その他の児童生徒及びその保護者を構成員とする団体

(3) 前2号に掲げる以外の団体

(利用時間)

第6条 学校施設等の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めたときは、同項に規定する利用時間以外の時間に学校施設等を利用することができるものとする。

(利用の禁止)

第7条 次に該当する場合は、学校施設等の利用を認めないものとする。

(1)～(3) 略

2 地域・学校連携施設開放において、学校施設を利用できるものは、五所川原市立小学校及び中学校のPTA（共同で事業を行う高等学校のPTA及び他市町村立小学校及び中学校のPTAその他団体を含む。）、放課後児童対策事業を利用している児童及び地域の住民団体（共同で事業を行う市内他地域及び他市町村に事務所を有する団体を含む。）で、教育委員会が適当と認めたものとする。

(利用の禁止)

第6条 次に該当する場合は、学校施設の利用を認めないものとする。

(1)～(3) 略

(4) 飲酒を伴う利用

(利用の許可)

第8条 学校施設等を利用しようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用の中止)

第9条 教育委員会は、この規則の規定又はこれに基づいてなされる指示に従わない利用者に対して、学校施設等の利用の中止を命ずることができる。

(他の規則の適用除外)

第10条 五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第9号）は、この規則による学校開放に関しては、適用しない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、学校開放に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

3 この規則による学校開放に関し第5条第2項に規定する団体の利用日時が重複した場合は、当分の間、小学校部活動及び中学校部活動（以下「部活動」という。）から地域展開した地域クラブ又は部活動から地域展開した際に当該部活動に参加していた児童生徒を受け入れた団体を優先するものとする。

※下線部分は改正部分

(利用の許可)

第7条 学校施設を利用しようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用の中止)

第8条 教育委員会は、この規則の規定又はこれに基づいてなされる指示に従わない利用者に対して、利用の中止を命ずることができる。

(他の規則の適用除外)

第9条 五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第29号）は、この規則による学校施設の利用に関しては、適用しない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学校施設の開放に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

議案第6号

県費負担教職員人事の内申について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第38条第1項の規定に基づき、県費負担教職員である校長の新たな配置について、青森県教育委員会へ別紙のとおり内申する。